

協議第12号

財産・債務の取扱いについて

財産・債務の取扱いについて提出する。

平成16年2月4日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲斐利幸

財産・債務の取扱いについて（合併協定項目番号：5）

財産及び債務については、現行のまま新町に引き継ぐ。  
但し、矢部町の庁舎建築基金については、今後新築する本庁舎の財源とする。  
なお、当該基金を充当しても建設費が不足した場合、合併特例債を活用することを検討する。

平成16年2月4日確認

## 4. 財産債務の取扱い

矢部・清和・蘇陽財産に関する調査資料

### 1、公有財産

#### (1)土地

区分		平成14年度末現在高 (m <sup>2</sup> )			
		矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	
行政財産	本庁舎	5,513	4,721	36,583	
	その他の行政機関	警察(消防)施設	405	0	439
		その他の施設	3,049	0	4,614
	公共用財産	学校	195,712	64,635	159,530
		公営住宅	64,919	21,991	45,927
		公園	17,452	16,846	147,386
		その他の施設	280,486	119,649	391,653
	宅地	0	0	0	
	田・畑	0	0	0	
	山林	2,035,693	0	0	
	その他	1,373,736	0	0	
	小計	3,976,965	227,842	786,132	
普通財産	土地・建物	2,418	0	3,602	
	山林	4,005,104	14,304,096	3,911,340	
	原野	0	6,748,587	701,161	
	田・畑	72,328	0	0	
	雑種地	0	0	0	
	その他	1,377,441	20,499	30,176	
	小計	5,457,291	21,073,182	4,646,279	
合計	9,434,256	21,301,024	4,724,411		

#### 行政財産

公有財産のうち、地方公共団体において現に公用若しくは公共用に供し、又は供するものと決定した財産(地方自治法第238条第3項)

#### 普通財産

行政財産以外の一切の公有財産(同法同項)。直接特定の行政目的のために供されるものではなく、地方公共団体が一般私人と同等の立場でこれを所有し、その経済的価値を発揮されるために管理する財産。

矢部・清和・蘇邨財産に関する調査 資料

1、公有財産

(2) 建物

区 分		平成14年度末現在高 (m <sup>2</sup> )										
		木造(延面積) (m <sup>2</sup> )			非木造(延面積) (m <sup>2</sup> )			延面積計(m <sup>2</sup> )				
		矢部町	清和村	蘇邨町	矢部町	清和村	蘇邨町	矢部町	清和村	蘇邨町	計	
行政 財産	本庁舎	1,286	0	0	0	2,157	6,389	1,286	2,157	6,389	9,832	
	その 他の 行政 機関	警察(消防)施設	634	0	13	259	0	293	893	0	306	1,199
		その他の施設	0	0	1,489	2,174	0	1,032	2,174	0	2,521	4,695
	公 共 用 財 産	学校	2,693	848	2,121	36,446	10,994	19,914	39,139	11,842	22,035	73,016
		公営住宅	4,420	3,539	4,061	6,109	0	3,020	10,529	3,539	7,081	21,149
		公園	0	18	0	0	0	0	0	18	0	18
		その他の施設	3,853	6,174	9,626	15,483	4,046	5,577	19,336	10,220	15,203	44,759
	宅地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	田・畑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	山林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	7,014	0	0	2,665	0	0	9,679	0	0	9,679		
小計	19,900	10,579	17,310	63,136	17,197	36,225	83,036	27,776	53,535	164,347		
普 通 財 産	土地・建物	1,302	0	2,724	820	1,017	440	2,122	1,017	3,164	6,303	
	山林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	原野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	田・畑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	雑種地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	1,302	0	2,724	820	1,017	440	2,122	1,017	3,164	6,303	
合計	21,202	10,579	20,034	63,956	18,214	36,665	85,158	28,793	56,699	170,650		

矢部・清和・蘇陽財産に関する調査 資料

(3)山林

区 分	平成14年度末現在高			合 計
	面積 (㎡)			
	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	
所 有	4,775,643	3,742,414	2,045,284	10,563,341
分 収	1,135,081	5,705,386	1,540,856	8,382,322
その他の権限によるもの	130,073	4,856,296	325,200	5,311,568
合 計	6,040,797	14,304,096	3,911,340	24,256,233

(4)有価証券

区 分	平成14年度末現在高			(円)
	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	計
株 券	677,000	0	7,000,000	7,677,000
計	677,000	0	7,000,000	7,677,000

(5)出資による権利

区 分	平成14年度末現在高			(円)
	矢部町	清和村	蘇陽町	計
出資金	43,547,000	180,653,000	280,294,000	504,494,000
出捐金		3,100,000		3,100,000
計	43,547,000	183,753,000	280,294,000	507,594,000

2、物品

区 分	平成14年度現在高			(台)
	矢部町	清和村	蘇陽町	計
公用車	37	23	49	109
消防車両	25	15	12	52
計	62	38	61	161

3、債権

区 分	平成14年度現在高 (千円)			
	矢部町	清和村	蘇邨町	計
奨学資金貸付金	0	0	55,892	55,892
災害援護資金	0	0	3,713	3,713
矢部町奨学資金	64,867	0	0	64,867
奨学金基金		11,252		11,252
計	64,867	11,252	59,605	135,724

4、基金

(単位:千円)

基金の名称(平成14年度末現在高)		矢部町	清和村	蘇陽町	計	
積立基金	財政調整基金	523,005	306,202	242,181	1,071,388	
	減債基金	160,122	89,437	145,909	395,468	
	その他特定目的基金	取崩積立	庁舎建設基金	1,326,305	0	1,326,305
			中山間地域活性化推進基金	0		
			公共施設整備基金	50,271		50,271
		介護保険円滑導入基金	0			
		高齢者生活活動資金貸付基金	0			
		ふるさと創生事業基金		215,769		215,769
		むらづくり支援基金		41,294		41,294
		地域振興基金		33		33
		中山間振興基金		0		
		少子化対策臨時特例交付金基金		0		
		高森線鉄道経営対策基金			6,061	6,061
		小学校等建設基金			234	234
		中山間地域振興基金			4,350	4,350
	土地開発基金			20,071	20,071	
	果実運用	地域福祉基金	225,248	129,327	11,864	366,439
		まちづくり支援基金	108,012			108,012
		ふるさと水と土保全基金	10,901	10,250		21,151
		まちづくり人づくり基金			103,922	103,922
教育振興基金				10,000	10,000	
中山間ふるさと水と土保全基金			10,000	10,000		
定額運用	土地開発基金	69,529	35,703		105,232	
	国民年金印紙購入基金		0			
	物品調達基金			10,000	10,000	
その他	国民健康保険財政調整基金	223,590	260,145	222,525	706,260	
	高額療養費支払資金貸付金基金			5,000	5,000	
	介護給付費準備基金			6,048	6,048	
合計		2,696,983	1,088,160	798,165	4,583,308	

## 5. 地方債

(単位:千円)

区 分	H14年度末 差引現在高		
	矢部町	清和村	蘇陽町
1 一般公共事業債	568,668	125,077	128,872
うち財源対策債等	463,732	12,530	61,485
2 一般単独事業債	1,355,250	621,859	1,109,287
うち地域総合整備事業債	17,933		398,793
うち臨時地方道整備事業債	988,001	480,279	44,884
うち臨時河川等整備事業債			
うち臨時高等学校整備事業債			
うち日本新生緊急基盤整備事業債	13,000		
うち臨時経済対策事業債	44,040		31,600
3 公営住宅建設事業債	135,348	182,047	461,098
4 義務教育施設整備事業債	703,983	84,086	593,002
5 辺地対策事業債	351,973	679	342,632
6 公共用地先行取得等事業債			19,400
7 災害復旧事業債	340,661	57,170	154,907
(1) 単独災害復旧事業債			
(2) 補助災害復旧事業債	340,661	57,170	154,907
8 一般廃棄物処理事業債			
9 厚生福祉施設整備事業債	8,841		2,428
10 社会福祉施設整備事業債			
11 地域財政特例対策債			
12 退職手当債			
13 転貸債			
14 過疎対策事業債	1,728,289	1,151,261	3,129,591
15 国の予算貸付・政府関係機関貸付債			
うち転貸によるもの			
16 地域改善対策特定事業債	109,409		
うち法第5条によるもの	100,381		
17 減収補てん債(昭和50年度分)			
18 財政対策債			
19 財源対策債	335,330	37,598	4,898
20 減収補てん債(昭和57・61、平成5～7・9～13年度分)			
21 臨時財政特例債	101,124	22,765	7,424
22 公共事業等臨時特例債	8,720	72	723
23 減税補てん債	205,381	43,542	59,001
24 臨時税収補てん債	71,122	16,224	21,759
25 臨時財政対策債	359,600	191,500	209,000
26 調整債(昭和60・61・62・63年度分)	9,033		1,478
27 都道府県貸付金	83,141	263,390	96,615
うち予算貸付によるもの	83,141	263,390	96,615
28 その他	151,674	64,542	21,809
小計(1～28)	6,627,547	2,861,812	6,363,924
うち減収補てん債			
29 特定資金公共投資事業債	4,110		15,420
合計(1～29)	6,631,657	2,861,812	6,379,344

6. 公営企業債

(単位:円)

区 分	平成 14 年度末現在高 矢 部 町	平成 14 年度末現在高 清 和 村	平成 14 年度末現在高 蘇 陽 町
上 水 道 債	372,430,646	0	0
簡 易 水 道 債	79,321,647	432,267,000	533,319,906
下 水 道 債	0	0	0
観光事業債(国民宿舎)	1,028,800,000		
合 計	1,480,552,293	432,267,000	533,319,906

7. 債務負担行為調査表

(単位:千円)

町 村 名	限 度 額	平成 15 年度以降支出額
矢 部 町	1,168,537	566,670
清 和 村	303,318	123,621
蘇 陽 町	259,356	92,192
合 計	1,731,211	782,483

平成14年度 矢部・清和・蘇陽財政状況（普通会計）

（単位：千円・％）

区 分	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町
A 国調人口	12,386	3,279	4,668
B 標準財政規模	4,189,767	1,637,318	2,384,275
C 歳入総額	7,615,130	3,195,104	3,971,121
D 歳出総額	7,338,291	3,067,198	3,843,147
E 形式収支 C - D	276,839	127,906	127,974
F 実質収支	215,956	94,201	44,964
G 財政力指数	0.215	0.136	0.129
H 実質収支比率 F/B	5.2	5.8	1.9
I 自主財源比率	20.8	23.6	13.9
J 経常収支比率	93.8	88.9	89.8
(内 人件費)	31.0	32.0	27.3
(内 扶助費)	2.5	1.3	1.3
(内 公債費)	19.8	22.4	31.2
K 公債費比率	11.2	12.4	16.2
K' 公債費負担比率	16.5	17.3	26.7
L 起債制限比率	8.2	9.9	10.4
M 財調基金残高 /B 割合	12.5	18.7	10.2
N 地方債現在高 /B 割合	158.3	174.8	267.6
O 義務的経費 /D 割合	39.6	36.9	44.2
(内 人件費)	22.1	20.9	20.6
(内 扶助費)	5.1	2.4	2.5
(内 公債費)	12.4	13.6	21.0
P 投資的経費 /D 割合	26.1	25.2	21.9
(内 普通建設事業)	25.2	24.7	20.6
Q 地方税徴収率	93.3	91.8	92.0

参考

H13 普通交付税の額	3,267,248	1,505,226	2,080,851
H14 普通交付税の額	3,080,021	1,354,876	2,006,711
H15 普通交付税の額	2,859,037	1,247,971	1,874,701

## 財政用語の解説

実質収支 = 歳入歳出差引額(形式収支) - 翌年度へ繰り越すべき財源

単年度収支 = 当該年度実質収支 - 前年度実質収支

実質単年度収支 = 単年度収支 + 財調基金積立額 + 地方債繰上償還額 - 財調基金取崩額  
単年度収支に実質的な黒字要素を加え、赤字要素を差し引いた額。

標準財政規模 =  $(\text{基準財政収入額} - (\text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金})) \times \frac{100}{75} + (\text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金}) + \text{普通交付税}$   
地方公共団体の経常的な一般財源の標準規模を示す。

実質収支比率 =  $\frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100(\%)$   
財政運営の健全性を示す指数で3～5%程度が望ましいとされる。

経常収支比率 =  $\frac{\text{経常経費充当一般税源}}{\text{経常一般財源}} \times 100(\%)$   
財政構造の弾力性の程度を示す指標の一つであり、一般的には市は80%、町村は75%を超えた場合、財政構造の硬直化がかなり進んでいると考えられる。なお、平成13年度決算から算式の分母に「減税補てん債及び臨時財政対策債発行額」を加算。

公債費負担比率 =  $\frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100(\%)$   
公債費による財政負担の度合いを示す指標の一つで、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。ただし、平成12年度決算から地方財政全体のマクロの分析を行う際に用いるにとどめ、個々の市町村の財政分析には用いないこととされている。

公債費比率 =  $\frac{\text{公債費充当一般財源(公営企業分及び繰上借還分を除く)} - \text{公債費に係る基準財政需要額}}{\text{標準財政規模} - \text{公債費に係る基準財政需要額}} \times 100(\%)$   
公債費による財政負担の度合いを示す指標の一つで、この比率が10%を超えないことが望ましいとされる。なお、平成13年度決算から、分母に「臨時財政対策債発行可能額」、分子に「公債費に準ずる債務負担行為に係る支出(施設設備費、用地取得費に相当するものに限る。)」を加算。

起債制限比率 公債費比率の算定式の分母と分子から事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費を控除した算式により得られた比率の過去3年間の平均値。20%を超えると、一部の地方債を許可しないものとされる。

財政力指数 =  $\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$  (過去3年間の平均)  
地方公共団体が合理的かつ妥当な水準において行政を行った場合に必要とする一般財源に対して、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等がどれだけあるのかを示すもの。当該指数が大きくなるほど財源に余裕があるとされる。

地方債 地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を越えて行われるもの。

債務負担行為 地方公共団体が建設工事をしたり土地を購入する場合、数年度にわたる債務を負担する契約を結ぶ等の将来の財政支出を約束する行為。

積立金 財政運営を計画的にするため、または財源の余裕がある場合において特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備え、財政規模及び税収その他の歳入の安定性の程度に応じ財源を積み立てる。種類としては財政調整基金、減債基金、特定目的基金がある。

義務的経費 支出が義務づけられ硬直性が高い経費で、人件費、扶助費及び公債費からなっている。

投資的経費 支出の効果が施設などのストックとして将来に残るものに支出される経費。  
普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

地方公営企業 地方公共団体が直接社会公共の利益を目的として経営する企業。具体例としては、水道事業、交通事業、病院事業等があり、地方公共団体が事業主体となって直接社会公共の利益を図ることを目的としている。